

川内港製材輸出促進補助金交付要綱

(令和2年薩摩川内市貿易振興協会規程第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、川内港における製材輸出を促進することで、将来の川内港の利用促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は定めるところによる。

(1) 製材 統計品目番号(H. S. コード)4407項から4413項まで及び4418項に掲げる木材製品をいう。

(補助対象者)

第3条 川内港製材輸出促進補助金(以下「補助金」という。)は、川内港を利用して製材を輸出した企業(個人経営者を含む。以下同じ。)に対して交付するものとする。この場合において、当該企業が直接荷主とならない場合も、荷主の代理人等であることが確認できれば、当該代理人等を助成対象とすることができる。

なお、川内港貿易補助金及び川内港木材輸出促進補助金との重複受給はできないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、会長が別に定めるものとする。ただし、補助金の限度額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主(以下「申請者」という。)は、海貨業者等を通じ予め川内港製材輸出促進補助金交付申請の仮予約(別記第1号様式。以下「仮予約連絡票」という。)を行い、当該貨物の輸出を行った日から14日以内に、交付申請書(別記第2号様式。以下「申請書」という。)に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、川内港製材輸出促進補助金交付決定通知書(別記第3号様式。以下「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(不交付決定)

第7条 会長は、第5条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めるときは、川内港製材輸出促進補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第8条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定め

る。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。